平成２２年（フ）第８２号
愛知県江南市飛高町泉123番地
債務者　中桐　一浩
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第９６号
香川県高松市檀紙町696番地１フォブール高松西106号
債務者　牧井　美穂（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前11時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５２４号
名古屋市中村区長筬町２丁目51番地　ハミルトンハイツ202号
債務者　小池　　弘
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５２号
名古屋市南区明治１―９―22　アクティブ内田橋４―A、住民票上の住所名古屋市熱田区千年２丁目18番19号
債務者　美濃浦　謙
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５３号
名古屋市南区明治１―９―22　アクティブ内田橋４―A、住民票上の住所名古屋市熱田区千年２丁目18番19号
債務者　美濃浦春代
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６６７号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地２棟810号
債務者　花田　　稔
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７８０号
名古屋市中川区尾頭橋３丁目20番８号　サンアベニュー尾頭橋501号
債務者　岩瀬麻里子（旧姓鮎京・鈴木）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７９８号
愛知県日進市香久山３丁目1701番地　シティオ香久山503
債務者　谷山　誠一
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８１３号
愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘27番地30　ロイヤルシャトー緑ケ丘507号
債務者　伊藤　三樹
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７８号
愛知県瀬戸市薬師町50番地の４　シティパレス瀬戸801
債務者　加藤　幸治
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４号
北海道小樽市オタモイ１丁目37番26号、前住所北海道小樽市塩谷２丁目16番41号
債務者　小林　昭一
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第６７号
北海道小樽市花園３丁目１番７号　丸文書店外商部方
債務者　成瀬　為之
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第６８号
北海道小樽市花園１丁目６番18号、前住所釧路市鳥取北６丁目５番26号
債務者　田中美也子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第７２号
北海道小樽市花園３丁目６番118号、前住所北海道小樽市花園３丁目１番170号
債務者　吉田　光徳
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第７３号
北海道小樽市花園３丁目６番118号、前住所北海道小樽市花園３丁目１番170号
債務者　吉田　博美
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第８３号
北海道余市郡赤井川村字赤井川110番地、前住所北海道余市郡赤井川村字赤井川122番地
債務者　横井　博子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部